

宇都宮市送迎保育ステーション利用規約

第1章 総則

(目的)

第1条 宇都宮市送迎保育ステーション事業（以下「本事業」という。）については、保育の必要性があり、本事業における送迎先の保育所や認定子ども園（以下「保育所等」という。）に通園する家庭において、宇都宮市送迎保育ステーション（以下「送迎保育ステーション」という。）を利用することにより、保護者の送迎負担の軽減を図り、年間を通した待機児童ゼロの継続的な実現を目指すものです。

(規約の適用)

第2条 この規約は送迎保育ステーションを利用し保育所等に通園する児童及びその保護者（以下「送迎保育ステーション利用者」という。）に適用されます。

2 送迎保育ステーション利用者はこの規約を遵守するものとします。

第2章 送迎保育ステーションの利用

(事業主体)

第3条 本事業は、宇都宮市が委託した事業者である社会福祉法人峰陽会が実施し運営するものです。

(事業内容)

第4条 本事業は、児童を朝の送迎バス出発時刻まで送迎保育ステーションでお預かりし、送迎バスにて本事業を利用する児童の保育所等へ送り、保育所等の利用終了後に送迎保育ステーションへ送迎バスで送った後、保護者のお迎えまでお預かりをするものです。

(利用対象児童)

第5条 本事業を利用できるのは、次の各号いずれにも該当する児童となります。

(1) 本市から2号認定（子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども（ただし、満三歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子ども）として本市により行う同法第20条第4項に規定する認定）を受けた3歳児クラスから就学前クラスまでの児童

(2) 本事業における送迎先の保育所等に入所している又は入所が決定しており、本事業を利用することで保護者の送迎負担の軽減が見込まれることから本事業の利用を希望する児童

(同意事項)

第6条 送迎保育ステーション利用者は、次の各号いずれにも同意するものとする。

- (1) 送迎バスの運行は、朝・夕の定められた時間の一日一往復となります。
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始（1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日をいう。）の運行はありません。
- (2) 自然災害（地震・台風・雪・大雨洪水・強風など）により、送迎バスの運行ができない場合があります。
- (3) 送迎バスは、交通道路事情その他天候などの状況により、運行に遅れをきたす場合があります。
- (4) 送迎保育ステーションへの登降園は、保護者同伴で行ってください。
- (5) 園の行事、お休み、遅刻、早退などにより予定している利用時間に送迎保育ステーションへ登降園ができない場合や保護者の方が保育所等へ送迎を行う場合（朝・夕のどちらかの場合含む）は必ず送迎保育ステーションへ朝は当日午前7時45分までに、夕方は当日午後3時45分までに連絡をしてください。また、保育所等にも欠席や登降園時刻の変更が可能な時間までに保護者から連絡をしてください。
- (6) 朝、送迎保育ステーションに児童を預ける際に、必ず児童の健康状態を送迎保育ステーションの職員に申し出てください。児童の健康状態が思わしくない場合及び感染症の疾病中は送迎保育ステーションの利用はできません。
- (7) 送迎バスは、送迎先の施設ごとに決められたルートにより決められた時間を目安に運行します。乗り遅れることのないように、送迎保育ステーションに児童をお預けください。
- (8) 朝の送迎バスの出発時刻に間に合わずに乗り遅れた場合には、保護者が保育所等までお送りください。
- (9) 保護者の緊急連絡先や住所、勤務先などの変更がありましたら、速やかに送迎保育ステーション及び保育所等に申し出てください。
- (10) 送迎バスは基本的に児童を送迎する目的で運行するものです。現金はお預かりすることができません。服薬については、保育所等の定めに従って対応してください。

- (11) 持ち物には目で見てわかる場所に全て保育所等名及び利用児童名を記載してください。
- (12) 保育所等へ送迎保育ステーションの職員から口頭での伝言・伝達は原則できません。連絡帳又は電話などで保護者の方から直接保育所等へ御連絡ください。
- (13) 保育所等と保護者の方との直接的な関わりは児童の成長のために欠かせないものです。定期的に保育所等に出向くなどして、保育所等の先生と情報の共有をしてください。出向く頻度などは、保育所等と御相談ください。
- (14) 利用につきましては月ぎめとし、利用料も月単位となります。
- (15) 送迎保育ステーションの利用料は、利用児童の保護者様から送迎保育ステーションに直接お支払いをお願いします。なお、支払方法及び支払期日は別途送迎保育ステーションが定める方法及び支払期日までにお支払いください。
- (16) 利用料は、月額2,000円となります。月の途中で送迎保育ステーションの利用を終了又は取消となった場合においても原則として日割りによる還付はございません。
- (17) 送迎保育ステーションの開所時間は朝7時から朝9時まで及び午後4時から午後8時までとなります。なお、午後6時から午後8時までは延長利用扱いとなります。
- (18) 延長利用となった場合、延長利用料が発生いたします。延長利用料は送迎保育ステーション利用申請時に日額又は月額を事前に選択していただき、利用した月の料金を利用児童の保護者様から送迎保育ステーションに直接お支払いいただきます。なお、支払方法及び支払期日は別途送迎保育ステーションが定める方法及び支払期日までにお支払いください。延長利用料の日額又は月額の区分を変更する場合は、変更を希望する月の前月20日（20日が閉所日の場合は翌開所日）までに送迎保育ステーションを通じて申請してください。
- (19) 延長利用料は日額の場合は1日当たり250円、月額の場合は利用日数に関わらず2,800円となります。月額での利用時において、月の途中で送迎保育ステーションの利用を終了又は取消となった場合においても原則として日割りによる還付はございません。

（利用申請）

第7条 新しく施設に入所することと併せて送迎保育ステーションの申込をしようとする方については、宇都宮市指定の「利用申込書」に必要事項を記入の上、健康状況申告書と併せて保育課まで御提出ください。

また、既に施設に入所し、送迎保育ステーションの申込をしようとする方については、入所時に提出していただいた書類の最新版一式を御提出いただくこととなります。

2 送迎保育ステーションの利用決定については次のとおりとなります。ただし、定員が超過した場合はこの限りではありません。

(1) 保育所等への未入所者の場合

保育所等の入所に関する利用調整後の保育所等の入園許可決定に伴い、送迎保育ステーションにおいて面談を行い、保育課が利用者に「宇都宮市送迎保育ステーション利用決定通知書」を送付いたします。そのため、利用調整の結果、保育所等に入所出来ない場合には送迎保育ステーションを御利用できません。

(2) 保育所等への既入所者の場合

送迎保育ステーションにおいて面談を行い、保育課が利用者に「宇都宮市送迎保育ステーション利用決定通知書」を送付いたします。

(利用の制限)

第8条 送迎保育ステーション利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を認めない、又は利用期間中であっても利用を中止又は休止する場合があります。

(1) 前条の要件を満たさなくなった場合

(2) 慣らし保育期間の場合

(3) 送迎保育ステーション及び在籍園の教育・保育等に必要となる指示に従わない場合

(4) 利用児童及び他の利用児童の安全を確保することが困難である場合又は困難であると予見される場合

(5) 申込内容が事実と異なる場合

(6) 送迎保育ステーション利用料又は送迎保育ステーション延長利用料の滞納がある場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が送迎保育ステーションの利用を不適當と認めた場合

第3章 その他

(事故・怪我について)

第9条 本事業で児童に事故や怪我がある場合には、送迎保育ステーションの運営事業者が加入する保険（施設賠償責任保険・自賠責保険・任意保険）にて対応いたします。

(附則)

第 1 0 条 この利用規約は令和 4 年 5 月 1 1 日から施行します。